



平成28年度



臨時福祉給付金の受付がスタート

I. 臨時福祉給付金（ひとり3千円）

- ①平成28年1月1日時点でうるま市に住所登録があること
 - ②平成28年度分の住民税が非課税の方
〈生活保護等受給者や、課税者に扶養されている方は対象外〉
- 未申告の方は支給のための審査できませんので、市役所東棟 1階 市民税課で申告を行ってください。(平日/8:30-16:00)

II. 障害年金・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金（ひとり3万円）

- ①臨時福祉給付金の対象者であること
- ②障害年金・遺族基礎年金の受給者であること
〈高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した方は対象外〉

【必要なもの】 ①申請書 ②印かん ③対象者全員の本人確認書類の写し(健康保険証や運転免許証など)
※マイナンバーは取り扱いできません。
④申請者の金融機関・口座番号・氏名がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

【申請方法】 申請方法は2通り ①郵送 ②市役所東棟1階受付会場で手続き

【お問い合わせ】 福祉総務課 臨時福祉給付金コールセンター
☎098-979-2860 (平日/8:30-17:00)

【ご注意】 個人情報の聞き出し等不審な電話や訪問があった場合は、警察相談専門電話(#9110)・うるま市臨時福祉給付金コールセンターへご連絡ください。

在宅介護者手当を受給されている方へ

在宅介護者手当支給の時期が変わります!!

うるま市在宅介護者手当支給要綱の改正により、**介護者手当は1月分～12月分を翌年の3月に支給することとなりました**(現況届の提出時期も翌年の1月～2月に変更されます)。

ただし、経過措置として、平成28年1月分～3月分は、平成28年4月に支給済みのため、平成29年3月は平成28年4月分～12月分について支給します。

【変更後】

平成28年												平成29年		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(支給済)			対象期間(月5,000円)⇒平成29年3月に支給											
												現況届		
												支給		
平成29年												平成30年		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
												対象期間(月5,000円)⇒平成30年3月に支給		
												現況届		
												支給		

【お問い合わせ】 介護長寿課 ☎973-3208